

最高裁事務総局とはいかなる役所か

～裁判しない裁判官が牛耳る裁判所行政の司令塔～



最高裁庁舎全景

明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com (■→@)
<http://nishikawashin-ichi.jimdo.com/>
twitter:@azusayui



「奇巖城」正面玄関

〈内 容〉

- 1) 大谷直人・最高裁事務総長の経歴
- 2) 最高裁の二つの顔
- 3) 最高裁事務総局による「判決統制」
むすびにかえて

1) 大谷直人・最高裁事務総長の経歴

@マスメディアに登場

AS. 2012. 3. 28
裁判員制度「いよいよ外海へ」

大谷・最高裁事務総長が抱負



27日付で就任した大谷直人・最高裁事務総長(59)が記者会見し、「国民から信頼される裁判所となるよう力を尽くしたい」と抱負を語った。

今年5月で導入から3年を迎え、見直しの議論が始まる裁判員制度について、大谷総長は「進水式を終え湾内を航行してきた段階から、いよいよ外海に出て行く時期」と表現。司法の市民参加に長い歴史を持つ欧米の状況を踏まえ「見えてきた課題はもちろん、時代の変化とともに生じる新たな問題を改善していく努力も必要だ」と述べた。大谷総長は東大卒。最高裁刑事局長や同人事局長などを経て、2011年1月からは静岡地裁所長を務めていた。

『朝日新聞』2012年3月28日。

事務総長が就任時に記者会見し、それがマスメディアで報じられたのはおそらくはじめて。



最高裁の変化を示す？

Cf.) 新たな最高裁裁判官が就任する際は必ず記者会見が報じられる。

「最高裁刑事局長や同人事局長」



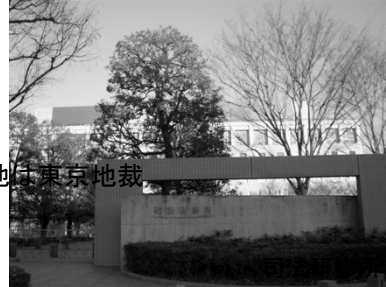
より正確には、「最高裁事務総局刑事局長や同人事局長」=最高裁事務総局という役所の幹部ポスト

☆事務総局の幹部には裁判官が必ず就く。

2012.6.16

@大谷氏が事務総長になるまで

- 1952.6 栃木県生まれ
- 1974.9 司法試験合格
- 1975.3 東大法卒
- 1975.4 司法修習生(29期)
- 1977.4 修習終了・判事補任官、初任地は東京地裁
- 1980.7 事務総局刑事局付
- 1983.4 書記官研修所教官
- 1986.4 富山地・家裁判事補
- 1987.4 富山地・家裁判事
- 1989.4 最高裁調査官
- 1994.4 東京地裁判事
- 1995.4 司法研修所教官
- 1998.4 事務総局刑事局第1・3課長
- 2000.4 東京高裁判事
- 2001.4 東京地裁部総括判事
- 2002.9 事務総局秘書課長兼広報課長
- 2005.1 事務総局刑事局長兼最高裁図書館長
- 2007.1 事務総局人事局長
- 2011.1 静岡地裁所長



☆任官から今年4月までの35年間で、現場の裁判に携わったのは約10年、裁判をしなかったのは約25年。



☆裁判官というより司法官僚

2012.3 最高裁事務総長

3

2012.6.16

@大谷事務総長の経歴的特徴

- ① 東大現役合格かつ東大在学中に司法試験合格(29期77人中8人)。
1952.6生まれ→1974.9司法試験合格(22歳)→1975.4司法修習生。
- ② 初任地が東京地裁で、初任あけが局付。
幹部候補生と目されている証拠。

「津崎守」東京地裁→人事局付

「具体的などんなお仕事をされているんですか？」
「国会が開かれている間は、議員の質問をのりに行ったり、夜中の二時、三時までかかって答弁書をつくって、早朝から局長にレクチャーしたり、議員会館や自民党の朝食会に説明に出向いたりします。答弁は課長や局長、場合によっては事務総長や長官のオーダーもこななくてはなりません。普段は、採用や人事異動、日常の人事に関する細々とした仕事です。他局や法務省と情報交換や対応のすり合わせなんかもします。予算編成の時期になると、大蔵省に出向いて交渉をします。」

「どんな交渉なんですか？」
「直美は興味深げな表情。
「要求内容について、大蔵省の担当官がいろいろ質問や反対をしてくるので、それに対する説明や反論ですね。『国選弁護人の報酬はもう少し低くてもいいんじゃないか』とか『司法修習生の給料は高すぎるので、生活保護並みにしたらいいんじゃないか』とか、結構、好き勝手なことをいって来守守。」

「生活保護並みですか……」
「直美は笑った。」

黒木亮

「法服のお仕事って、大変なんじゃない？」
「直美の物腰はゆったりと落ち着いていて、欧米風に洗練されていた。
「まあ、裁判の現場にいれば、毎日事件処理に追われて大変ですが、わたしは今、事務総局という管理部門みたいなところにいるので、中央官庁の役人のような仕事をしています。」
津崎守はいった。
「朝は何時ごろ出勤されるんですか？」
「普通の人とは午前九時とか九時半ですね。わたしはもう少し早めに出ています。」
熊本の出張から戻って以来、毎朝七時半には出勤し、他の人々が仕事を始める前に、一仕事終わらせて

『産経新聞』2012年1月23日。

4

2012.6.16

③東京高裁管内から出たことは富山地・家裁勤務の1回だけ。

例外的優遇。一度は北海道か南九州・沖縄に赴任するのが通常。

例)竹崎博允・最高裁長官

- 1969.4 東京地裁判事補
- 1972.4 広島地裁
- 1974.4 司法研修所付
- 1977.4 鹿児島地家裁名瀬支部
- 1978.4 東京地裁



たけさき・ひろのぶ (1944-)

④「三冠王ポスト」のすべてに就任。

事務総局課長・課長、最高裁調査官、司法研修所教官

	氏名・現職	生年	出身大学	期別	任官年	局付・課付	課長・室長	調査官	司研教官
1	竹崎博允・事務総長	1944	東大	21期	1969◎		○		○
2	戸倉三郎・審議官	1954	一橋大	34期	1982	民事局付/人事局付			○
3	園尾隆司・総務局長	1949	東大	26期	1974◎	民事局付☆/人事局付	○		
4	山崎敏充・人事局長	1949	東大	27期	1975	行政局付☆/広報課付	○	○	
5	大谷剛彦・総務局長	1947	東大	24期	1972	総務局付☆	○		
6	高橋利文・民事局長兼行政局長	1950*	東北大	28期	1976	行政局付		○	
7	大谷直人・刑事局長	1952	東大	29期	1977◎	刑事局付☆	○	○	○
8	山崎恒・家庭局長	1948	東大	26期	1974	家庭局付	○		

注：「*」は早生まれ、「◎」は大学現役合格のうえ在学中の司法試験合格、「☆」は初任あけでの局付着任を示す。「課長・室長」は現職ポストまでの着任歴。「司研教官」は司法研修所教官。

西川(2005:75) ⁵

2012.6.16

⑤秘書課長ポストを経験。

「[事務]総局で本当に必要なのは、長官、事務総長、事務次長、それから総務・人事・経理の各局長、それと秘書課長です。その線さえ押さえておけば、人的関係の形成には支障がないんです」矢口(2004:151)

⑥事務総局人事局長ポストを経験。

「[事務]総局には[中略]七局があったが、裁判官、書記官、事務官の人事を統轄する人事局が最も重大な案件を抱えており」石川(2006:174)

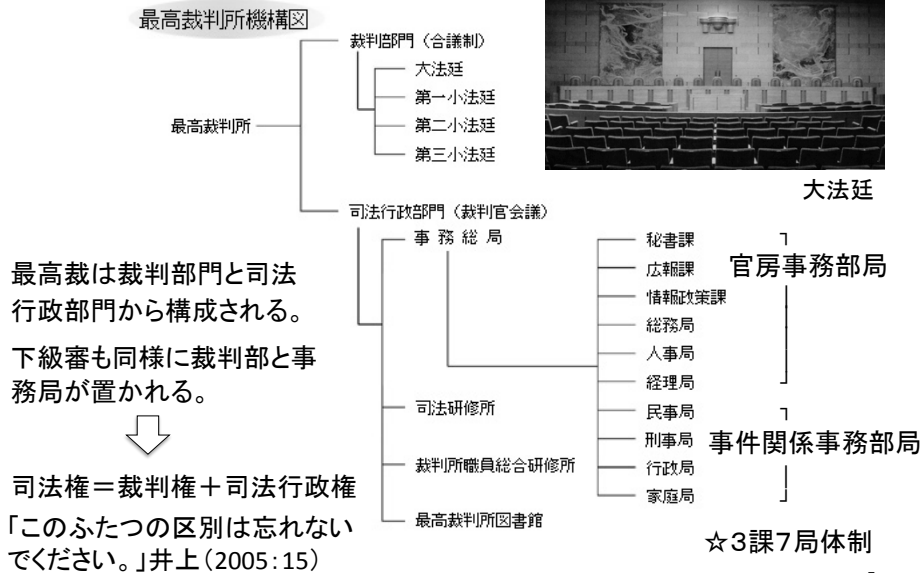
⑦高裁長官、最高裁判事になるのはほぼ確実。最高裁長官も。

〈歴代事務総長〉

No.	氏名	生年	性別	出身大学	期	級	総	人	経	民	刑	家	次	地家裁	任	免	高裁長官	最高
1	矢口洪一	1920	男	京大	輪1	S1	—	○	—	○	—	—	○	東京	1980.3.22	1982.11.21	東京	◎
2	勝見嘉美	1922	男	東大	3	S1	—	○	—	—	—	—	○	東京	1982.11.22	1986.1.16	名古屋	×
3	草場良八	1925	男	東大	3	S2	—	○	—	—	—	—	—	東京	1986.1.17	1988.2.14	東京	◎
4	大西勝也	1928	男	東大	5	S1	○	○	—	—	—	—	○	東京	1988.2.15	1989.11.26	東京	○
5	川崎義徳	1931	男	京大	8	S3	—	○	○	—	—	—	○	東京	1989.11.27	1992.2.12	大阪 東京	×
6	千種秀夫	1932	男	東大	7	A1	—	—	—	—	—	—	—	東京	1992.2.13	1993.9.12	×	○
7	金谷利広	1935	男	京大	12	S2	○	—	—	—	—	—	—	大阪	1993.9.13	1996.11.28	東京	○
8	泉 徳治	1939	男	京大	15	S1	—	○	—	○	—	—	○	東京	1996.11.29	2000.3.21	東京	○
9	堀籠幸男	1940	男	東大	19	S2	—	○	—	—	—	—	○	×	2000.3.22	2002.11.6	大阪	○
10	竹崎博允	1944	男	東大	21	S3	—	—	○	—	—	—	○	×	2002.11.7	2006.6.25	東京	◎
11	大谷剛彦	1947	男	東大	24	S1	—	—	○	—	—	—	○	×	2006.6.26	2009.1.25	大阪	○
12	山崎敏充	1949	男	東大	27	S1	—	○	—	—	—	—	○	東京	2009.1.26	2012.3.26	名古屋	
13	大谷直人	1952	男	東大	29	S2	—	○	—	—	○	—	—	東京	2012.3.27			

西川(2011:245)に加筆。⁶

2) 最高裁の二つの顔



@司法行政とはなにか

裁判所行政 = 裁判所を運営していくのに必要な事務的管理作用。
具体的には、①裁判官やその他の裁判所職員の人事管理、②裁判所の組織・運営管理、③裁判所庁舎の施設管理、④裁判所の会計・予算・報酬等の財務管理

☆「ヒト・モノ・カネ」

@法的根拠: 裁判所法

第12条(司法行政事務) 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

2 裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第20条(司法行政事務) 各高等裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

第29条(司法行政事務)

2 各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長官が、これを総括する。



2012.6.16

最高裁裁判官会議 裁判所行政の最高議決機関、毎週水曜日10時半から。

最高裁事務局 裁判所行政の最高執行機関、約760人の職員が勤務。

Cf.) 下級審にも裁判官会議と事務局が置かれる。

↓
裁判官と一般職

津崎守も東京高裁長官への挨拶を済ませ、最高裁事務局人事局の局付として着任した。

戦後の日本国憲法の下においては、司法行政権は裁判官会議に委ねられ、下級裁判所（高裁以下）の裁判官や職員的人事・監督、予算等の会計処理、施設の運営・管理、内部諸規則の制定といった事項は、最高裁判所の裁判官会議によって決められることになった。

しかし、十五人の最高裁判事は、一人あたり二百五十件程度の主任事件（自分が主担当者の事件）を抱え、きわめて多忙なため、「最高裁判所の庶務を司る」といわば墨子として最高裁事務局が設けられた。

そして、最高裁判事のうち九名程度を占める非裁判

黒木亮

法服の王国

■128■

『産経新聞』2011年11月29日。

官出身者たち（弁護士、検察官、法学者、行政官出身者）は司法行政の経験がなく、下級裁判所の事情や人材についてもほとんど知識がないため、大半の問題において事務局の説明や提案を追認するのが慣行化した。

こうして事務局の影響力が徐々に強まり、組織も肥大化して、司法行政を牛耳るようになった。

事務局には、官房系の秘書課、総務局、経理局、人事局、事件系の民事局、刑事局、行政局などがある。

各局には、上から局長、課長、参事官、局付、課長補佐、係長、調査員、事務官があり、裁判官出身者が就くのは、局長、課長、参事官（書記官がなることもある）、局付である。それ以外は、全国各地の書記官のなかから優秀な人間を選んで任命する。

2012.6.16

@現在の最高裁裁判官（長官以外は着任順）

氏名	官名	任命時年齢	出身枠	小法廷
竹崎 博允	最高裁判所長官	64	裁判官（刑事）	第二
田原 睦夫	最高裁判所判事	63	弁護士	第三
櫻井 龍子	最高裁判所判事	61	学識者（行政官）	第一
竹内 行夫	最高裁判所判事	65	学識者（外交官）	第二
金築 誠志	最高裁判所判事	63	裁判官（民事）	第一
須藤 正彦	最高裁判所判事	67	弁護士	第二
千葉 勝美	最高裁判所判事	63	裁判官（民事）	第二
横田 尤孝	最高裁判所判事	65	学識者（検察官）	第一
白木 勇	最高裁判所判事	64	裁判官（刑事）	第一
岡部喜代子	最高裁判所判事	61	学識者（学者）	第三
大谷 剛彦	最高裁判所判事	63	裁判官（刑事）	第三
寺田 逸郎	最高裁判所判事	62	裁判官（民事）	第三
大橋 正春	最高裁判所判事	64	弁護士	第三
山浦 善衛	最高裁判所判事	65	弁護士	第一
小貫 芳信	最高裁判所判事	63	学識者（検察官）	第二

10

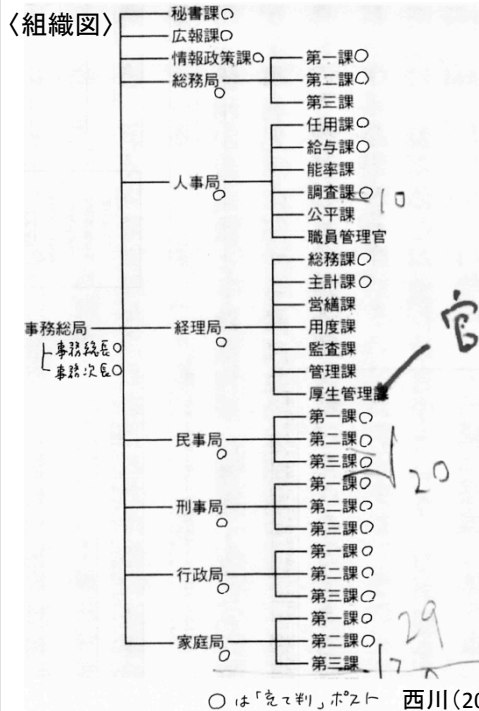
@最高裁裁判官15人の「色分け」

「最高裁の十五名の裁判官(中略)その全教育課程において日本国憲法の下での教育を受けて来たのであって、この点において、最高裁の保守性が特に非難された昭和四〇年代、あるいは青法協騒動や宮本康昭判事補事件の頃とは、既に大きく様相を異にしている。こういった中で、例えば、最高裁判事を「官僚」組と「民間」組にグループ分けして、前者は「保守的」、後者は「リベラル」といったレッテル貼りをすること(中略)が、如何に現実とずれた認識であるかは、最近の大法廷及び小法廷における裁判官の意見分布を見るだけでも明らかである。」藤田(2012:122-123)

「キャリア裁判官、とりわけ最高裁事務総長としての経歴を持つ者は常に保守的であり、合憲性が争われる事案においては常に合憲説の側に立ち、また、行政事件においても行政側に不利な判断はしはしい、と言われることがあるが、少なくとも今日そのようには言えないことは、近時の最高裁大法廷判決における各裁判官の意見を見れば明らかである。」藤田(2012:242)



各選挙無効訴訟、都管理職職員国籍条項訴訟、空知太神社事件大法廷判決
 ☆「ことは、その職歴ではなく個人個人の問題」藤田(2012:242)



@事務総局に勤務する裁判官

「裁判官出身者が就くのは、局長、課長、参事官〔中略〕、局付である。」前掲『産経新聞』2011年11月29日。



事務総長、事務次長、7局長6ポスト、および29課長のうち21課長には判事が就く。

その他に、参事官、局付判事、局付判事補として30人弱が勤務。

Cf.) 高裁事務局長も裁判官ポスト。

☆「充(あ)て判」という。



「司法官僚」「裁判しない裁判官」

2012.6.16

@「充て判」の法的根拠

司法行政上の職務に関する規則を改正する規則(昭和25年最高裁判所規則第3号)
「司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもつてあてる。」

@なぜ「充て判」が必要なのか

金築誠志(事務総局人事局長=当時、現最高裁判事)「裁判所の司法行政事務の中には、裁判に密接に関係する事務がございます。裁判官人事もそうでございますし、裁判所の施設等もやはり裁判事務と非常に密接な関係がございます。それから、最高裁判所規則の立案等、**非常に法律知識を必要とするという仕事も最高裁の事務総局の中には少なくないわけ**でございます。」



かねつき・せいし(1945-)

こういう事務につきまして裁判官の資格、経験を有する人が企画立案等の事務に当たるといことで初めて司法行政事務が円滑にいく、そういう根拠から、司法行政の重要事項の企画立案等をつかさどる職には裁判官を充てる、こういうことになっているわけでございます。」2000年3月28日・参院法務委員会。

13

2012.6.16



やぐち・こういち(1920-2006)

〈矢口洪一の経歴〉

- 1956 事務総局民事局第二課長
- 1958 判事任官
- 1958 事務総局経理局主計課長
- 1959 同総務課長兼営繕課長

矢口洪一(元最高裁長官)「率直に言って、事務総局には、いい人材を集めています。事務総局と、研修所の教官と、最高裁調査官、その三つは、いずれも一番いい人材を集めている。その功罪は問われるでしょう。けれども、いい人材でないと、国会なんかはまだいいですが、大蔵省など行政官庁と折衝するときに、対等に折衝できないんです。[中略]大体、そういうことのできる人は、裁判もできるんです。裁判しかできないのでは、困るんです。」矢口(2004:188)

「裁判は、まあ何とかできるが、事務は駄目だという人はいますが、事務はできるが、裁判はできないという人は、不思議にいませんね。」矢口(2004:192)



☆「充て判」の存在理由(本音)

14

2012.6.16

- 1962.2 経理局営繕課長
- 1962.8 東京地裁判事
- 1962.10 事務総局総務局制度調査室長
- 1965 東京地裁判事
- 1968 事務総局民事局長兼行政局長
- 1970 事務総局人事局長
- 1976 最高裁事務次長
- 1977 浦和地裁所長
- 1978 東京家裁所長
- 1980 最高裁事務総長
- 1982 東京高裁長官
- 1984 最高裁判事
- 1985 最高裁長官 1990 定年退官

@「ミスター司法行政」

裁判官キャリアのうち法廷実務に携わったのは三分の一ほど。残り三分の二は「裁判しない裁判官」として、司法行政に従事。事務総局7局のうち5局に勤務。



官房事務部局：

総務局・人事局・経理局

事件関係事務部局：

民事局・行政局・刑事局・家庭局

@矢口洪一語録

「私には裁判官を長く務めることが、裁判官として大成する道だとは、どうしても思えない」矢口(2004:74)

「私が何かの役に立ったとすれば、これは非常に逆説的なことですが、あまり裁判をしなかったということでしょうか。それは、朝から晩まで裁判をしておったら、得てして視野がせまくなってしまう。」矢口(2004:282)

15

2012.6.16

3) 最高裁事務総局による「判決統制」

@人事による統制

第4章 最高裁事務総局³³
札幌地裁の長沼ナイキ訴訟1審における自衛隊違憲判決に接し、最高裁は、国会で安定多数を保っている自民党を怒らせることを警戒した。元々青法協への田力も、裁判所が自民党から攻撃されるのを防ぐため自衛隊のために行っているという面があった。
「ひろく合議だから、陪席のうち少なくとも一人は裁判長の福島に賛成したといっていたが」
「弓削晃太郎が怒々しげにいった」
「『長沼シフト』を敷かないといけませんね」
人事局任用課長が弓削の表情を伺うようにいった。
「適当な人材はいるか？」
足を組んだまま弓削が訊いた。
「横浜地裁で部総括をやっていた小河八十次判事あたりはどうでしょうか。」
小河は、東大法学部を卒業したあと、旧国鉄(南滿州鉄道)に勤務し、現地で軍隊に召集され、抑留生活を送ったあと復員。昭和二十二年に司法試験に合格し、静岡地裁を振り出しに、東京、札幌、甲府などの地・家裁で勤務してきた。年齢は弓削より一歳上だが、修習は二期下である。
「なるほど。あいつなら手堅い判決を書くでしょう」

『産経新聞』2012年1月1日。

「青法協」=青年法律家協会

「福島」=福島重雄:長沼ナイキ訴訟1審の裁判長、初の自衛隊違憲判決

「弓削晃太郎」人事局長=矢口洪一

16

@1審・札幌地裁判決(1973年9月7日)

裁判長 福島重雄(11期)

「[裁判長になったのは]まったくの偶然
なんです。部総括は平田浩判事だった。
でも平田さんが病気になってしまって、
それで僕に回ってきたわけです。」福島
ほか(2009:31)

〈「長沼」後〉

- 1974.4 東京地(手形部)
- 1977.4 福島家・地
- 1983.4 福井家
- 1989.9 依願退官

右陪席 稲守孝夫(13期)

〈「長沼」後〉司研教官、富山地・家所長、名古屋高総括

左陪席 稲田龍樹(23期)

〈「長沼」後〉札幌家所長、千葉家所長、横浜家所長

@2審・札幌高裁判決(1976年8月5日)

裁判長 小河八十次おごう・やそじ(1期)

- 1971.12 横浜地裁部総括
- 1973.12 札幌高裁部総括

〈「長沼」後〉

- 1977.2 仙台家所長
- 1978.10 浦和家所長
- 1980.4 東京高総括

☆「送り込み人事」か？

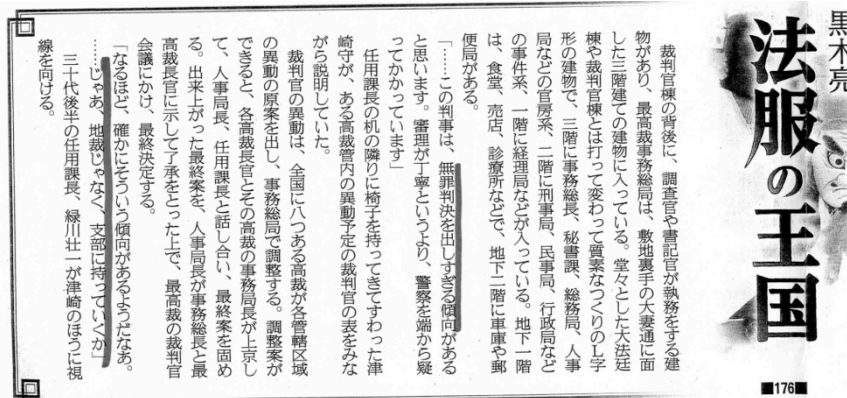
Cf.) 当時の札幌高裁は民事2か部、刑事1か部

右陪席 落合威たけし(12期)1974.4札幌高裁へ

〈「長沼」後〉東京地総括、東京家総括、山形地・家所長

左陪席 山田博(15期)1975.4札幌高裁へ

〈「長沼」後〉家庭局課長、家庭局長、京都家所長、浦和家所長



『産経新聞』2012年1月18日。

2012.6.16

@「支部めぐり」

「支部支部(洪々)と、支部から支部へ支部めぐり、支部(四分)の虫にも五分の魂」(日本裁判官ネットワーク 2001: 193)

田中昌弘(13期)の経歴

1961 横浜家・地補	1981 名古屋地・家豊橋支
1964 佐賀地・家	1986 千葉地・家松戸支
1967 岡山地・家津山支部	1992 横浜地・家小田原支
1970 横浜家・地	1995 依願退官
1971 横浜家・地判	
1973 水戸地・家日立支部長	
1977 横浜地・家横須賀支	

☆34年の裁判官キャリアのうち25年間は支部勤務

梶田英雄(12期)の発言(映画『日独裁判官物語』1999)

「人事上不利な扱い」

- ①任地上の差別
- ②給料
- ③部総括判事の指名を受けられない



2012.6.16

@藤田宙靖・元最高裁判事の反論

「日本の最高裁(事務総局、人事局)が、如何なる基準によって裁判官の人事を行っているか(中略)法律上の知識・訴訟指揮能力等裁判そのものに関する能力に加え、組織内での協調性といった「人柄」の問題が重視されることは否定しえない。そしてこれは、日本社会における組織においては(そしておそらく世界中で)基本的に通ずる現象である。この「能力」「人柄」を評価する際に、本人の政治的イデオロギーが問題とされるかどうかは問題であるが、おそらく極端な「右」あるいは極端な「左」はマイナス評価となると思われるものの、少なくとも今日では、それ以上のことは無いように思われる。最高裁(事務総局)が裁判官の行動上の基準として最重要視して来たのは、「中立・公正」の維持ということである(中略)問題は、その時々、彼らが何を以て「中立」「公正」と考え、何を以てこれを危うくするものとするかに掛る。この点、過去において「左」に対する過剰反応がされた時期があったことはおそらく否定し得ない(中略)これが今日においても恒常的に続いている現象であると考えるのは、大きな飛躍である。」藤田(2012: 166-167)



ふじた・ときやす(1940-)

20

「ただ、実際、ある年齢以降、裁判官の中には、大都市周辺の大規模庁や最高裁事務総局、司法研修所教官あるいは最高裁調査官等を歴任し、こういった「出世」を遂げて行く者と、他方、事件数もさほど多くない地・家裁やその支部を転々とする者のグループが分かれて行き、後者から前者へ移行することはなかなか困難である、といった現象も確かにあるのではないか、という感がある。そして、後者の中には、裁判官としての裁判に関する能力自体には、決して前者に劣るものではない例も少なからずあるように思われるのである。それにも拘らず両者を分かつのは、結局、組織体の中での協調性（そのことに関する自覚の有無も含めて）と、リーダーシップの有無についての、所属庁における評価如何なのではないか」藤田（2012:167-8）



「七年半、記帳の目的で皇居に参内した例は、数知れない」藤田（2012:26）

2010.9.11ワシントン大学（セントルイス）にて。泉徳治・藤田宙靖両元最高裁判事と。
“Decision Making on the Japanese Supreme Court”
Washington University
In St. Louis School of Law
September 9-11, 2010.

泉徳治（1939- ）〈写真中央〉
経歴：15期、民事・行政局長、人事局長、浦和地裁所長、事務総長、東京高裁長官、最高裁判事

藤田宙靖〈写真一番右〉
東北大学教授（行政法）、最高裁判事



むすびにかえて

@「充て判」の是非

「事務総局経験が長いとなぜ問題だと言われるのか？」

一般的に問題点として挙げられることが多いのは、裁判の実務を経験する年数が短い▽官僚的な思考に陥りやすくなる▽事務総局は全国の裁判官を(判決内容の面でも)支配・統制している(中略)とみられるから、そこに長くいた人には積極的な司法判断はできないのではないか——といった点だ。/しかし、問題は最高裁、あるいは最高裁裁判官に何が求められているか、である。/最高裁にまず求められるのが憲法判断や立法や行政へのチェック機能であるとすれば、地裁や家裁、高裁などでの実務を経験した年数が長ければ長いほどよいというわけでもなさそうだ。また、「裁判官は多様な経験を持つべきだ」という観点からは、総局にいて国会や他省庁との折衝を持つことは必ずしもマイナスではない。」山口・宮地(2011:245)

@最高裁事務総局は「庶務」担当ではないのか

裁判所行政を格上視し、裁判現場を見下す裁判官たちの逆立ちした意識



戦前の司法省下の行政優位意識の継続 → 求められる「裁判官の意識改革」

引用・参照文献

- 石川義夫(2006)『思い出すまま』れんが書房新社。
 井上薫(2007)『司法は腐り人権減ぶ』講談社現代新書。
 片桐直樹監督(1999)記録映画『日独裁判官物語』。
 黒木亮「法服の王国」2011年7月21日より『産経新聞』にて連載中。
 最高裁判所編著(2011)『裁判所データブック2011』判例調査会。
 全裁判官経歴総覧編集委員会編(2010)『全裁判官経歴総覧 第五版』公人社。
 西川伸一(2005)『日本司法の逆説』五月書房。
 ———(2011)『裁判官幹部人事の研究』五月書房。
 日本裁判官ネットワーク(2001)『裁判官だって、しゃべりたい!』日本評論社。
 福島重雄・大出良知・水島朝穂編著(2009)『長沼事件 平賀書簡 35年目の証言』日本評論社。
 藤田宙靖(2012)『最高裁回想録』有斐閣。
 矢口洪一(2004)『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。
 山口進・宮地ゆう(2011)『最高裁の暗闘』朝日新書。